

# (脳活性クラブ米子真誠会 童謡の里)

童謡の里は、要介護状態にある方に対して、その方の個性に対応した認知症介護を提供する通所介護事業所です。

施設内にはオルゴールの優しい音色が流れ、和箏箏や緋の着物、羽釜などの懐かしいものに囲まれた空間を使って昔の生活に触れることのできるしつらえになっています。

在宅での自立した日常生活が継続できるよう、生活リハビリや脳活性プログラム等を統合的に提供する施設です。

## ■通所対象者

・介護保険の認定を受けられた方で、要支援1、要支援2、要介護1から5の認定を受けた方が利用していただけます。

## ■利用手続きについて

・担当介護支援専門員または童謡の里生活相談員がご相談に応じます。

※営業時間 9:00~18:00  
(365日 年中無休)

## ■利用時間案内

09:00 送迎 (お迎え)  
10:00 来所・ティータイム・健康チェック  
10:30 体操・レクリエーション  
11:30 生活リハビリ  
12:00 昼食  
13:30 レクリエーション  
15:00 おやつ  
16:00 送迎 (お送り)

## ■通所時に用意していただく物

### 《毎回》

- ・連絡帳 (初回利用時にお渡しします)
- ・着替え (入浴希望の方で着替えられる方)
- ・薬 (昼食後服用分)・紙パンツ、パット類
- ・歯ブラシ、コップ
- ・髭剃り、爪きり、ヘアブラシなど整容品

### 《初回面談の際に確認させていただく物》

- ・介護保険証 ・健康保険証
- ・老人医療受給者証
- ・その他手帳 (障害者手帳など)

## ■利用料金について

### 要支援認定を受けている方 (要支援1、2) ※1日分

	サービス 利用費		入浴介助加算	50円
			個別機能訓練加算	27円
要支援1	678円	+	栄養改善加算	150円
			口腔機能向上加算	150円
要支援2	756円		若年性認知症利用者受入加算	60円
			サービス提供体制強化加算	6~18円

### 要介護認定を受けている方 (要介護1~5) ※1日分

	サービス 利用費		入浴介助加算	50円
要介護1	783円		個別機能訓練加算	27円
要介護2	867円	+	栄養改善加算	150円
要介護3	951円		口腔機能向上加算	150円
要介護4	1,033円		若年性認知症利用者受入加算	60円
要介護5	1,117円		サービス提供体制強化加算	6~18円
			送迎加算 (減算)	47円/回

※ 上記は利用時間が6時間以上7時間未満の場合の料金です。  
(利用時間に応じて料金は異なります。)

※ 個別加算項目は実施した場合のみ算定します。

### ○ その他費用をいただくもの

- ・食費 (昼食) 1日当たり 600円
- ・日用品費 (おしぼり、おやつ、ティッシュ等の消耗品 など) 1日当たり 200円
- ・上記以外の介護保険給付以外のサービスを必要とされる場合については、ご説明の上、同意を得てその費用を徴収することになります。

### ☆予防プログラム

エアロバイク、パワーリハビリ、上下肢体操、立ち上がり訓練等  
脳活性リハビリプログラム

利用料金は1ヶ月分を翌月25日に口座引き落としさせていただきます。  
(毎月10日頃に請求書を発行いたします。)

## ○見学に関するお問い合わせ

→ 真誠会は地域に開かれた施設です。

どうぞ、いつでもお問い合わせくださいませ。

米子ホスピタウン 24-5666

弓浜ホスピタウン 48-2331

在宅福祉センター 25-6811

## ○ボランティアについて

—— 真誠会ではボランティアの皆様と安らぎのある、地域に開かれた施設を目指しています。

活動内容 —— ①利用者への援助活動（話し相手、食事介助、見守り）

②行事への参加 担当…各ホスピタウン業務支援部

## ○個人情報保護に関する規定は当法人ホームページに載せており、検索もできます。

<http://www.hospitown.or.jp>

## ○苦情又はご意見に関して

真誠会ではご利用者の皆様（御本人、御家族）のご意見、ご要望あるいは苦情を聞かせていただき、その解決を図りながらサービスの改善に努めて参りたいと思っています。

遠慮なく率直なご意見をお聞かせ下さい。

ご意見箱（施設内に設置しております。）又はアンケート又は職員に直接お聞かせ下さい。

## ○成年後見人制度に関して…事業所の生活相談員がいつでも御相談にお答えいたします。

## ○地域福祉権利擁護事業とは？

地域福祉権利擁護事業は、判断能力が不十分な為、日常生活に困っている方に対して、自立した地域生活が安心して送れる様に福祉サービス等の利用援助を行います。（事業所の生活相談員が担当します。）

